

「三重県スポーツ推進条例（仮称）」 最終案

スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものである。

スポーツは、健康の保持増進、体力や運動能力の向上に資することはもとより、社会性、協同性、規範意識、克己心やフェアプレーの精神を培い、子どもの健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与している。

また、スポーツは、家族のつながりを促すとともに、スポーツによってできる人や地域の交流は、地域社会の一体感をもたらし、地域の活性化、産業の振興等に貢献するものである。

さらには、競技大会などで、スポーツを通して自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるアスリートの姿は、人々に夢と感動を与える。

このようなことから、県民の皆さんの自主的、主体的な参画を得ながら、スポーツを通じた人づくりや地域づくりを推進することで、県民の皆さんがスポーツの価値を広く享受し、「県民力を結集した元気なみえ」を目指すため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念、基本政策を定め、県の責務並びに県民及び市町、スポーツ関係団体、民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、それ自体が持つあらゆる価値や意義が十二分に発揮され、県民がそれを共有し享受できるよう、公平、公正な環境のもとで推進されなければならない。

2 スポーツは、すべての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、その関心、適性等に応じて、自主的、主体的に親しむことができ、成果が実感できるよう推進されなければならない。

3 スポーツは、県、県民、市町、スポーツ関係団体、民間事業者が自主的、主体的に参画し、連携することにより、推進されなければならない。

(基本政策)

第三条 スポーツの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

一 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実

子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上が図られること

二 地域スポーツの推進

すべての県民が生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができること

三 競技力の向上

県内の選手及びチームが国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において活躍できること

四 障がい者スポーツの推進

障がい者が障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮がなされた環境のもと自立的かつ積極的にスポーツを行うことができること

五 スポーツを通じた地域の活性化

スポーツの推進を通して世代間及び地域間の交流が促進されるとともに、県民の一体感及び活力が醸成されること

(県の責務)

第四条 県は、スポーツの推進に関する基本理念、基本政策にのっとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進にあたっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、市町、スポーツ関係団体、民間事業者の間の連携を促進するよう努めるものとする。

3 県は、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

4 県は、県民及び、市町、スポーツ関係団体、民間事業者が実施するスポーツを推進するための活動を促進するため、必要な助言及び情報の提供等の支援を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(スポーツ関係団体の役割)

第七条 スポーツ関係団体は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めるものとする。

(民間事業者の役割)

第八条 民間事業者は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割の重要性を鑑みて、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(相互の連携)

第九条 県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者は、スポーツの推進を図るため、相互の連携に努めるものとする。

第二章 推進施策

(子どもの体力向上とスポーツ活動の充実)

第十条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、学校、家庭及び地域との連携により、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育及び運動部活動等の充実を図るため、教員の指導力の向上を図るとともに、市町及びスポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

(地域スポーツの推進)

第十一条 県は、県民が健康で、生涯にわたって、性別、年齢、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブの活動の支援その他の必要な施策を講ずることにより、県民がレクリエーション活動その他のスポーツ活動に参加する機会の提供に努めるものとする。

(競技力の向上)

第十二条 県は競技力の向上を図るため、県のスポーツ選手又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会の開催等による県のスポーツ選手、その指導者及びスポーツ関係団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツ選手の練習のための環境の整備、スポーツに関する諸科学の知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるように環境の整備に努めるものとする。

(障がい者スポーツの推進)

第十三条 県は、障がいに対する県民の理解を深めるとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町及びスポーツ関係団体、民間事業者と協力して、必要な配慮をしつつ、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第十四条 県は、スポーツを通じて地域における世代間の交流又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るため、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第十五条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、スポーツ施設の整備及び利用の促進に努めるものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するにあたっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保及び障がい者等の利便性の向

上を図るとともに、災害時への対応に配慮するよう努めるものとする。

- 3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう努めるものとする。

第三章 推進体制

(推進計画)

第十六条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する計画を策定しなければならない。

- 2 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。

- 3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映できるよう適切な措置を講じるものとする。

- 4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(スポーツ推進審議会)

第十七条 県は、スポーツの推進に関する施策について、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、三重県スポーツ推進審議会において審議する。

(スポーツ推進月間)

第十八条 県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が自主的、主体的にスポーツ及びスポーツを支える活動に参画できるようスポーツ推進月間を設け、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(顕彰)

第十九条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(県民等の協力)

第二十条 県は、スポーツに関する施策を推進するために、県民及びスポーツ関係団体、民間事業者に対し広く協力を求めるものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、スポーツに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

＜最終案＞

「三重県スポーツ推進条例(仮称)」の【概要】について

めざす姿：県民力を結集したスポーツによる元気なみえづくり

方針：①スポーツを通じた人づくり
②スポーツを通じた地域づくり
③県民の幅広い参画

みえ県民カビジョン
県民との「協創」による
「幸福実感日本一」

県民が自主的・主体的に行動
↓
アクティブ・シチズンとして、スポーツの価値を広く享受

・三重県の現状

実効性を担保するためのアクションプランの作成

◇第7次三重県スポーツ振興計画

○生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. 子どもたちの元気づくり | 2. 地域の活力づくり |
| 3. 県民の夢づくり | 4. 元気の基礎づくり |

○ビッグチャンス到来

- ・平成30年 全国高等学校総合体育大会
 - ・平成33年 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会
 - ・平成32年 東京オリンピック・パラリンピック
- 一過性に終わらせない、レガシー(遺産)を活用した取組

☆三重県のスポーツの捉え方

スポーツは人生を豊かにする(Sport for Happiness)

スポーツの持つ「楽しさ」「魅力」の強調

○3つの基本理念

1. スポーツの価値の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの持つ意義の理解促進 ・公平、公正なスポーツ環境の整備
2. スポーツライフの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・Sport for Everyone ・すべての県民がスポーツに親しむことができる環境の整備
3. 参画・連携を通じたスポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町、県民、関係団体、企業それぞれの特性に応じてスポーツを推進

・5つの基本政策

Ⅰ. 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ、運動に親しむ習慣の確立 ・学校体育、部活動等の充実
Ⅱ. 地域スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「する」「みる」「支える」 ・スポーツ機会の充実
Ⅲ. 競技力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・トップアスリートの活躍がもたらす社会の活力、郷土への愛着、ジュニア選手への夢づくり
Ⅳ. 障がい者スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種類及び程度に応じたスポーツ推進 ・障がい者の自立、社会参加の促進
Ⅴ. スポーツを通じた地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の一体感及び活力の醸成 ・世代間、地域間の交流促進 ・スポーツツーリズム

「三重県スポーツ推進条例（仮称）」

最終案

【各条の説明等】

【構成】

前文

第一章 総則

- 第一条 (目的)
- 第二条 (基本理念)
- 第三条 (基本政策)
- 第四条 (県の責務)
- 第五条 (県民の役割)
- 第六条 (市町の役割)
- 第七条 (スポーツ関係団体の役割)
- 第八条 (民間事業者の役割)
- 第九条 (相互の連携)

第二章 推進施策

- 第十条 (子どもの体力向上とスポーツ活動の充実)
- 第十一条 (地域スポーツの推進)
- 第十二条 (競技力の向上)
- 第十三条 (障がい者スポーツの推進)
- 第十四条 (スポーツを通じた地域の活性化)
- 第十五条 (施設の整備等)

第三章 推進体制

- 第十六条 (推進計画)
- 第十七条 (スポーツ推進審議会)
- 第十八条 (スポーツ推進月間)
- 第十九条 (顕彰)
- 第二十条 (県民等の協力)
- 第二十一条 (財政上の措置)

前文

スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものである。

スポーツは、健康の保持増進、体力や運動能力の向上に資することはもとより、社会性、協同性、規範意識、克己心やフェアプレーの精神を培い、子どもの健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与している。

また、スポーツは、家族のつながりを促すとともに、スポーツによってできる人や地域の交流は、地域社会の一体感をもたらし、地域の活性化、産業の振興等に貢献するものである。

さらには、競技大会などで、スポーツを通して自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるアスリートの姿は、人々に夢と感動を与える。

このようなことから、県民の皆さんの自主的、主体的な参画を得ながら、スポーツを通じた人づくりや地域づくりを推進することで、県民の皆さんがスポーツの価値を広く享受し、「県民力を結集した元気なみえ」を目指すため、この条例を制定する。

【制定の趣旨】

前文では、スポーツの持つ多面的な価値、本県スポーツの置かれている現状、そして本県がスポーツを通して目指すべき姿について明記しています。

平成 23 年 8 月、スポーツ振興法が全面的に改正され、新たな「スポーツ基本法」の前文では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であること、スポーツは次代を担う青少年の体力向上や健康で活力に満ちた長寿社会実現に不可欠であること。さらに、人と人、地域と地域との交流促進や、地域の一体感と活力の醸成、地域社会の再生などに寄与するもの」と記され、スポーツの持つ多面的な価値が規定されています。

本県では、これまで「スポーツ振興計画」に基づき、スポーツ関連施策に取り組んできました。現在の「第 7 次スポーツ振興計画」では、基本理念を「生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現」と位置づけ、基本理念の実現に向けた基本施策を「子どもたちの元気づくり」、「地域の活力づくり」、「県民の夢づくり」、「元気の基礎づくり」として、取組を推進してきました。

一方、本県では、平成 30 年の全国高等学校総合体育大会や、平成 33 年の国民体育大会ならびに全国障害者スポーツ大会の開催を予定していることに加え、平成 32 年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しました。

これらの大きなスポーツイベントが続く 4 ヶ年は、スポーツの持つ多面的な

価値を享受できるビッグチャンスであります。

そのためには、県民の「アクティブ・シチズン」としての自主的・主体的な行動を基盤としながら、県民との協創によって「幸福実感日本一」の県をめざす、「みえ県民力ビジョン」の方針をスポーツの推進にも着実に反映していく必要があります。

スポーツを「人生を豊かにするもの」＜幸福実現のための要素＞と捉え (Sport for Happiness)、スポーツの持つ「楽しさ」や「魅力」を強調しながら、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的・主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生を実現するため、新たな仕組みづくりが必要です。

「県民力を結集した元気なみえ」を目指し、県民の幅広い参画を基盤に、スポーツを通じた人づくり、地域づくりを推進するため、新たに条例を制定することとします。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念、基本政策を定め、県の責務並びに県民及び市町、スポーツ関係団体、民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【制定の趣旨】

本条では、条例制定の目的について明記しています。

ここでは、前文にあるようなスポーツの果たす役割の重要性を鑑み、本条例において、スポーツの推進についての基本理念、基本政策を定め、県の責務、県民及び市町、スポーツ関係団体、民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定め、その目的が「幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与すること」にあることを示しています。

第一章 総則

(基本理念)

第二条 スポーツは、それ自体が持つあらゆる価値や意義が十二分に発揮され、県民がそれを共有し享受できるよう、公平、公正な環境のもとで推進されなければならない。

2 スポーツは、すべての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、その関心、適性等に応じて、自主的、主体的に親しむことができ、成果が実感できるよう推進されなければならない。

3 スポーツは、県、県民、市町、スポーツ関係団体、民間事業者が自主的、主体的に参画し、連携することにより、推進されなければならない。

【制定の趣旨】

本条では、条例の基本理念について明記しています。

1 スポーツの価値の共有

スポーツは、健康の保持増進、体力や運動能力の向上に資することはもとより、社会性、協同性、規範意識、克己心やフェアプレーの精神を培い、青少年の健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与しています。

また、スポーツによってできる人や地域の交流は、家族の絆を強くするとともに、地域社会のつながりを作り、地域の活性化、産業の振興等に貢献しています。

さらには、競技大会などで、スポーツを通して自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるアスリートの姿は、人々に夢と感動を与えます。

本県においては、スポーツの持つ多面的な価値を引き出すことで、県民の幸福実現を目指しています。

そのためには、暴力やハラスメントの防止等、スポーツの持つ価値や意義が発揮される環境のもと、県民がそれを理解するとともに共有したうえで、努力や行動をすることが必要です。

「県民力を結集したスポーツによる元気なみえづくり」を目指す本県にとって、「スポーツの価値の共有」は第一義であると考え、基本理念の一つに掲げています。

2 スポーツライフの実現

スポーツ基本法には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利である。」と書かれています。この権利の確保のため、子どもから高齢者まで、また、「する」「みる」「支える」人等、全ての県民がスポーツに

親しむことができる環境を整備することが必要です。

本県では、「Sport for Everyone」を達成するとともに、県民がスポーツによって幸福を実感できる人生を送ることができるように、スポーツライフ（スポーツのある幸福な人生）の実現を、基本理念の一つに掲げています。

3 参画・連携を通したスポーツの推進

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するために、自主的・主体的に行動することで、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しています。

そのため、県、県民、市町、スポーツ関係団体、民間事業者といったさまざまな主体が、それぞれの特性に応じて、スポーツを推進することにより、幸福を実感できる社会を「協創」できるよう、参画・連携を通したスポーツの推進を、基本理念の一つに掲げています。

第一章 総則

(基本政策)

第三条 スポーツの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

一 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実

子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上が図られること

二 地域スポーツの推進

すべての県民が生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができること

三 競技力の向上

県内の選手及びチームが国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において活躍できること

四 障がい者スポーツの推進

障がい者が障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮がなされた環境のもと自立的かつ積極的にスポーツを行うことができること

五 スポーツを通じた地域の活性化

スポーツの推進を通して世代間及び地域間の交流が促進されるとともに、県民の一体感及び活力が醸成されること

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づき、スポーツに関する施策を推進するにあたり、基本となる5つの政策について明記しています。

子どもの体力向上とスポーツ活動の充実については、スポーツが子どもの体力や運動能力の向上に資することはもとより、非行の防止、子どもの健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与していることに鑑み、基本政策の一つに掲げています。

地域スポーツの推進については、県民が健康で、生涯にわたって身近にスポーツに親しむにあたり、地域におけるスポーツ環境の影響に鑑み、基本政策の一つに掲げています。

競技力の向上については、オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本県選手の活躍が、活力ある社会の形成に貢献しており、全国高等学校総合体育大会や、国民体育大会の開催を契機として、安定した競技力の確保を目指している本県の現状に鑑み、基本政策の一つに掲げています。

障がい者スポーツの推進については、障がい者にとって生涯にわたって楽しみや充実感をもたらすだけでなく、障がい者とともに生きる社会（ユニバーサル社会）をつくるきっかけとなり、全国障害者スポーツ大会の開催を契機とし

て、さらなる障がい者スポーツの推進を目指している本県の現状に鑑み、基本政策の一つに掲げています。

スポーツを通じた地域の活性化については、スポーツが人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するとともに、地域経済の活性化にも好影響を与えるなど、地域にもたらす影響力に鑑み、基本政策の一つに掲げています。

第一章 総則

(県の責務)

第四条 県は、スポーツの推進に関する基本理念、基本政策にのっとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進にあたっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、市町、スポーツ関係団体、民間事業者の間の連携を促進するよう努めるものとする。

3 県は、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

4 県は、県民及び、市町、スポーツ関係団体、民間事業者が実施するスポーツを推進するための活動を促進するため、必要な助言及び情報の提供等の支援を行うよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたり、県の責務について明記しています。

県は、スポーツに関する施策を推進するにあたり、基本理念、基本政策にのっとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進すること、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、さまざまな主体の連携を促進するよう努めること、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮すること、さまざまな主体に対して必要な助言及び情報の提供等の支援を行うよう努めることとしています。

第一章 総則

(県民の役割)

第五条 県民は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、実際の活動の中心となるべき県民に期待される役割について明記しています。

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的・主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しており、県民は、スポーツが果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めることとしています。

第一章 総則

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、基礎的自治体である、市町の役割について明記しています。

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的・主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しており、市町は、住民に最も身近な自治体として、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定・実施するよう努めることとしています。

第一章 総則

(スポーツ関係団体の役割)

第七条 スポーツ関係団体は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、実際の活動の担い手となるスポーツ関係団体に期待される役割について明記しています。

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的・主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しており、スポーツ関係団体は、スポーツが果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めることとしています。

第一章 総則

(民間事業者の役割)

第八条 民間事業者は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割の重要性を鑑みて、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、民間事業者に期待される役割について明記しています。

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的・主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しており、民間事業者についても、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めることとしています。

第一章 総則

(相互の連携)

第九条 県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者は、スポーツの推進を図るため、相互の連携に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、各主体相互の連携について明記しています。

県、県民、市町、スポーツ関係団体、民間事業者といったさまざまな主体が、スポーツの推進にあたり、それぞれの特性に応じて、幸福を実感できる社会を「協創」できるよう、各主体は相互の連携に努めることとしています。

第二章 推進施策

(子どもの体力向上とスポーツ活動の充実)

第十条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、学校、家庭及び地域との連携により、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育及び運動部活動等の充実を図るため、教員の指導力の向上を図るとともに、市町及びスポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、子どもの体力向上とスポーツ活動の充実について明記しています。

スポーツは、体力や運動能力の向上に資することはもとより、非行の防止、子どもの健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与しています。

そのため、学校、家庭、地域と連携した取組の促進と、学校における体育及び運動部活動等を充実するため、教員の指導力の向上と地域における指導者の活用及び環境の整備を定めています。

第二章 推進施策

(地域スポーツの推進)

第十一条 県は、県民が健康で、生涯にわたって、性別、年齢、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブの活動の支援その他の必要な施策を講ずることにより、県民がレクリエーション活動その他のスポーツ活動に参加する機会の提供に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、県民が健康で、生涯にわたって、身近にスポーツに親しむにあたり重要な役割を果たす、地域スポーツの推進について明記しています。

スポーツは前文にあるように、人生を豊かにし、県民に幸福を実感させるものです。

そのため、地域スポーツクラブの活動の支援等必要な施策を講ずることにより、全ての県民が、性別、年齢、体力、技術、目的等に応じて、レクリエーション活動やその他のスポーツ活動に参加する機会の提供に努めることを定めています。

第二章 推進施策

(競技力の向上)

第十二条 県は競技力の向上を図るため、県のスポーツ選手又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会の開催等による県のスポーツ選手、その指導者及びスポーツ関係団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツ選手の練習のための環境の整備、スポーツに関する諸科学の知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるように環境の整備に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、競技力の向上について明記しています。

オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本県選手の活躍は、県民に夢、感動を届けるとともに、活力ある社会の形成に貢献し、郷土への愛着を深め、県民の一体感の醸成につながります。また、子どもにとって、スポーツへの憧れを抱き、スポーツに取り組むきっかけとなります。

そのため、スポーツ選手及びその指導者、関係団体の育成、及びスポーツ選手がその能力を最大限に発揮できるような環境の整備、さらに、スポーツ選手及びその指導者が地域社会において、その能力を生かすことで活躍するとともに、ジュニアの育成につなげるしくみ（好循環）について、必要な施策を講ずるよう努めることを定めています。

第二章 推進施策

(障がい者スポーツの推進)

第十三条 県は、障がいに対する県民の理解を深めるとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町及びスポーツ関係団体、民間事業者と協力して、必要な配慮をしつつ、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、障がい者スポーツの推進について明記しています。

障がい者スポーツは、障がい者にとって生涯にわたって楽しみや充実感をもたらすだけでなく、障がい者の自立及び社会参加を促進するとともに、障がいへの理解を深め、障がい者とともに生きる社会（ユニバーサル社会）をつくるきっかけとなります。

そのため、市町及びスポーツ関係団体、民間事業者と協力して、必要な配慮をしつつ、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供等の施策を講ずるよう努めることを定めています。

第二章 推進施策

(スポーツを通じた地域の活性化)

第十四条 県は、スポーツを通じて地域における世代間の交流又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るため、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、スポーツを通じた地域の活性化について明記しています。

スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するもので、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものです。また、大規模なスポーツ大会の開催等、スポーツと観光の組み合わせ（スポーツツーリズム）による誘客や交流人口の拡大により、地域経済の活性化にも好影響を与えるものです。

そのため、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、スポーツコミッションの設置や活動への支援などを含め、各種競技会の開催又は誘致について必要な施策を講ずるよう努めることを定めています。

第二章 推進施策

(施設の整備等)

第十五条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、スポーツ施設の整備及び利用の促進に努めるものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するにあたっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保及び障がい者等の利便性の向上を図るとともに、災害時への対応に配慮するよう努めるものとする。

3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、施設の整備等について明記しています。

スポーツ施設の整備は、県民のスポーツライフを実現し、県民参加を促進するとともに、競技力の向上や障がい者スポーツの推進、また、スポーツツーリズムへの取組にも不可欠なものです。

本県においては、年月の経過に伴う施設の老朽化や施設基準の改正、利用者ニーズの多様化などスポーツ施設を取り巻く環境が大きく変化してきたことを踏まえ、スポーツ施設の整備や利用の促進、施設の安全確保とともに障がい者等の利便性向上、災害に対する配慮、さらに県が設置する学校やその他の施設の有効活用について定めています。

第三章 推進体制

(推進計画)

第十六条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する計画を策定しなければならない。

2 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映できるよう適切な措置を講じるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【制定の趣旨】

本条では、県が本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたり、知事が推進計画を策定することを明記しています。

スポーツの推進は、継続的かつ効果的に実施する必要があることから、全体的視野・中長期的な視野に立って、一定の目標を設定し計画的に施策を推進するとともに、県民の意見を反映した計画とすることを定めています。

第三章 推進体制

(スポーツ推進審議会)

第十七条 県は、スポーツの推進に関する施策について、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、三重県スポーツ推進審議会において審議する。

【制定の趣旨】

前条において、県が本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたっては、知事が推進計画を策定すること、及び推進計画には県民の意見を反映できるような措置を講ずるよう定めています。また、本県においては、県民の自主的・主体的な行動によるスポーツの推進を目指しており、県民と一体となって推進する必要があります。

そのため、本条では、スポーツの推進に関する施策について、県民の意見を反映するために、三重県スポーツ推進審議会で審議することを明記しています。

第三章 推進体制

(スポーツ推進月間)

第十八条 県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が自主的、主体的にスポーツ及びスポーツを支える活動に参画できるようスポーツ推進月間を設け、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本県では、スポーツを「人生を豊かにするもの」と捉え、スポーツの持つ「楽しさ」や「魅力」を強調しながら、県民がスポーツの価値を広く享受するために自主的・主体的に行動することで、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しています。

そのため、本条では、県民のスポーツに対する関心と理解を深め、自主的、主体的にスポーツ活動に参画するための契機として、スポーツ推進月間を設け、ふさわしい事業を実施するよう努めることを明記しています。

第三章 推進体制

(顕彰)

第十九条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

【制定の趣旨】

本県では、オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会において輝かしい成績を収め、県民に夢、感動、勇気を届けている選手がいます。

また、地域スポーツにおいては、「する」「みる」「支える」といったさまざまな活動を通して、長年、スポーツの推進に多大な貢献をしている人がいます。

そのため、本条では、これらスポーツで顕著な成績を収めた人、及びスポーツの推進に大きく寄与した人を顕彰し、広く県民に周知することで、県民のスポーツに対する関心とスポーツを行う意欲を高めることを明記しています。

第三章 推進体制

(県民等の協力)

第二十条 県は、スポーツに関する施策を推進するために、県民及びスポーツ関係団体、民間事業者に対し広く協力を求めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたり、県が、県民、スポーツ関係団体、民間事業者といったさまざまな主体に対して、体育スポーツ振興基金への寄付、スポーツボランティアとしての活動等を通して、スポーツを支える活動への協力を求めることを明記しています。

第三章 推進体制

(財政上の措置)

第二十一条 県は、スポーツに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、スポーツの推進に関する施策は長期的な展望に立って、継続的に行われる一方で、これに要する費用を確保する必要があることから、県において必要な財政上の措置を講ずる努力義務について明記しています。